



確かな学力の向上をめざして【9月】

■ 虐待への適切な対応 ～虐待から子どもの命を守るために～

虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、子どもに対する最も重大な権利侵害です。子どもを虐待から守るため、適切な対応をすることが求められています。

虐待とは

虐待の種類は、概ね次の4つのタイプに分類されます。

身体的虐待

性的虐待

ネグレクト

心理的虐待

※多くの事例においては、いくつかの虐待が複合しています。

学校・教職員の役割、責務

児童虐待防止法によって、学校や教職員に求められる主な役割は、次の①～④の4点です。

- ① 虐待の早期発見に努めること（努力義務）
- ② 虐待を受けたと思われる子どもについて、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等へ通告すること（義務）
- ③ 虐待の予防・防止や虐待を受けた子どもの保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと（努力義務）
- ④ 虐待防止のため子ども等への教育に努めること（努力義務）

ここが POINT !

**虐待の確証がなくても
通告することが必要**
(児童虐待防止法より)

早期に発見し、子どもの命を守るためです。誤りであったとしても責任は問われません。



早期発見、発生予防のために

■虐待を早期に発見する観点として、「**虐待はどこにでも起こり得る**」という認識に立ち、右表のような異変や違和感を見逃さないことが重要です。

■**何より発生を予防することが大切**です。スクールカウンセラー等による相談体制を充実させるだけでなく、「24時間子供 SOSダイヤル」等の連絡先を掲示するなど、児童生徒に広く知らせることも大切です。

| | |
|----------------|---|
| 子供についての異変・違和感 | 表情が乏しい、触られること・近づかれることをひどく嫌がる、乱暴な言葉遣い、極端に無口、大人への反抗的な態度、顔色を窺う態度、落ち着かない態度、教室からの立ち歩き、家に帰りがたらない、性的に逸脱した言動、集中困難な様子、持続的な疲労感・無気力、異常な食行動、衣服が汚れている、過度なスキンケアを求めるなど |
| 保護者についての異変・違和感 | 感情や態度が変化しやすい、イライラしている、余裕がないように見える、表情が硬い、話しかけても乗ってこない、子供への近づき方・距離感が不自然、連絡が取りにくい、人前で子供を厳しく叱る・叩く、行事に参加しない、家庭訪問・懇談などのキャンセルが多い、家の様子が見えないなど |
| 状況についての異変・違和感 | 説明できない不自然なケガ・繰り返すケガ、体育や身体計測のときによく欠席する、低身長や低体重、体重減少、親子にいるときには親を窺う態度や表情が乏しいが親がいなくなると急に表情が晴れやかになる、子供が具合が悪くなったなどで保護者に連絡しても緊急性を感じていない様子、その家庭に対する近隣からの苦情や悪い噂が多いなど |

Point

通告を判断するにあたってのポイント

- 確証がなくても通告すること。
- 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること。
- 保護者との関係よりも子どもの安全を優先すること。
- 通告は守秘義務違反には当たらないこと。

子どもの命を守るため、チームで対応し、専門機関と連携していきましょう！

